

令和6年5月20日

第5回

奈義町農業委員会 議事録

奈義町農業委員会

令和6年第5回奈義町農業委員会議事録

- 1 招集の年月日 令和6年 5月20日(月) 午後2時00分から
- 2 招集の場所 奈義町役場 3階 301会議室
- 3 招集の方法 法第27条第1項
- 4 出席・欠席委員 (現在員数20名, 2分の1は10名)
出席者○印, 欠席者×印

○農業委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分
1	小童谷 規夫	○	7	延原 輝美	○
2	有宗 正二	○	8	森田 正明	○
3	永幡 修	○	9	延原 孝	○
4	岸本 武	○	10	豊福 雅人	○
5	船曳 義隆	○	11	岡本 誠	○
6	安藤 栄	○	12	森安 伸行	○

○農地利用最適化推進委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分
13	細川 茂夫	○	17	今井 光男	○
14	大町 伸一	○	18	延原 道正	○
15	木村 弘始	○	19	高取 道廣	○
16	前原 要	○	20	國富 英治	○

出席委員 20名 欠席委員 0名

5 遅刻委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分

- 6 会議に職務のため出席した者の職, 氏名
なし

7 付議案件

- | | | |
|------|------------|-------------------------------------|
| 第 1 | 開会、開議の宣言 | |
| 第 2 | 議事日程報告 | |
| 第 3 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第 4 | 報告第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請について |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画案について |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画案（農地中間管理権の取得）案について |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 非農地証明について |
| 第 9 | 報告第 2 号 | 農地法 3 条の 3 の規定による届出について |
| 第 10 | 議案第 8 号 | 令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について |
| 第 11 | その他 | ①会務報告等
②その他 |

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 貴樹
書記 榎谷 仁志

9 会議の概要

開会後、出席委員数が定足数に達していることを確認し、会議を開会した。議事録署名委員を指名し、議事日程に基づき審議を進行した。

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知について、3 件の通知を受理した旨の報告があった。いずれも貸付人及び借受人双方の合意に基づき、土地引渡し前 6 か月以内に書面で通知されたものであり、内容確認の結果、許可を要しないものとして了承した。

議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請について、4 件の申請内容、現地の状況及び関係書類の確認結果について説明があった。各案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由に該

当しないと判断され、質疑の後、いずれも全員賛成により許可相当と決定した。なお、一部案件については、申請後に譲渡人が死亡したことから、相続登記完了後に許可書を交付する取扱いとすることを確認した。

議案第5号、農用地利用集積計画案について、新規の貸借権設定及び更新の貸借権設定に係る説明があった。設定期間等について確認を行い、内容を審議した結果、全員賛成により原案のとおり決定した。

議案第6号、農用地利用集積計画案（農地中間管理権の取得）について、農地中間管理機構を通じた権利設定及び売買契約の効力発生に係る手続について説明があった。利害関係者に該当する委員は当該案件の審議時に退席し、当該案件を含め、必要な審議を行った結果、全員賛成により原案のとおり決定した。

議案第7号、非農地証明について、申請地の現況、航空写真による確認状況及び非農地証明基準への該当性について説明があった。現地確認の結果、農地への復元が著しく困難であり、農地として利用できる可能性がないものと判断され、全員賛成により証明相当と決定した。

報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について、相続による所有権移転に係る届出1件を受理した旨の報告があった。内容を確認し、報告事項として了承した。

議案第8号、令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の公表について、農業委員会の活動実績、農地集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の取組状況について説明があった。目標に対しておおむね期待どおりの成果が得られたものとして、引き続き最適化活動に取り組むことを確認し、全員賛成により原案のとおり決定した。